

質疑回答書  
シーラス式SR22型航空機1機のリース契約

	質問	回答
1	リース会社による入札参加を検討しております。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去等)について、当該業務を貴学から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	本件契約の主要部分である航空機の賃貸を一括で再委託することは禁止しますが、付随する業務の再委託については差し支えございません。
2	前の質問(No.【1】)のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴学より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を貴学から受託するのではなく、貴学の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。)	本件の仕様内容においてどのような業務を想定しているかは分かりかねますが、仕様内容における主たる業務を受注者において実施いただければ問題ございません。
3	万一の想定となりますと、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、貴学にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	リース契約書案第17条により、当校は受注者に対して、リース料総額から当校が既に支払ったリース料を差し引いた残額を支払います。
4	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	過去確認できる範囲において、ご質問いただいているようなケースはございません。
5	地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生し、貴学負担にて物件の復旧又は、契約が継続できない場合、貴学にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	本件航空機が滅失した場合、リース契約書案第12条により、当校は受注者に対して、リース料総額から当校が既に支払ったリース料を差し引いた残額を支払います。 また本件エンジンが滅失した場合、リース契約書案第10条3項により、当校は滅失したエンジンと同等の価値、効用を有する同型又は改良型で本件航空機に適合するエンジンを本件航空機に搭載します。
6	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただけますでしょうか。(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)	納期遅延が見込まれる場合、納期の変更について事前に変更契約の協議を行う必要があります。納期遅延が受注者の責によらない不可抗力によるものと認められ変更契約が成立した場合、ご質問いただいているようなペナルティは課されず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日については別途協議とさせていただきます。
7	契約書第3条2項によると、落札後にリース料の変更が可能と理解します。リース料の変更方法やタイミングについて詳しく教えてください。	ご認識の通り、落札後にリース料の変更は可能です。変更方法としては、 ①受注者から当校あてに、変更前後の契約額、変更理由等を記載した契約変更協議書をご提出いただき、 ②当校内にて内容を審査し、受注者あてに変更協議への同意書を提出 ③変更契約の成立、変更契約書の作成となります。  機体購入価格の確定後、ドル円為替レートに合わせた変更協議を受けております。
8	入札の際、仕様書等に規定する内容に係る経費等に要する一切の諸経費を含めた契約金額の提示と入札内訳書に記載の購入代金額の総額の他、リースの計算根拠となる金利等を開示する必要はございますでしょうか。	入札書に記載いただく契約希望金額と、入札内訳書に記載いただく購入代金額総額、リース契約に係る費用のほかに、別途金利等を開示いただく必要はございません。
9	入札金額と入札内訳書に記載されている⑦購入代金額の総額では、リース取引に係る費用(金利等)が含まれていない為、金額に差が発生する認識で宜しいでしょうか。	ご指摘の通り、先日配布しておりました入札内訳書の書式ではリース取引に係る費用が含まれておらず、入札金額との間に差が発生する状態となっていました。 つきましては、入札内訳書に「リース契約に係る費用」の項目を追加する修正を実施いたします。修正版の書式にて入札内訳書を作成いただき、入札金額との差が発生しないようお願ひいたします。
10	(上記の質問9が認識と異なる場合)リース取引に係る費用(金利等)は内訳書にどのように記載すべきでしょうか。	質問9への回答のとおり、入札内訳書に「リース契約に係る費用」の項目を追加いたしますので、こちらに記載いただくようお願ひいたします。
11	月の途中の開始日となる可能性はありますが、当該開始年度の賃借料につきまして、日割計算の必要性はございますでしょうか。	開始年度および終了年度において、日割計算をしていただく必要性がございます。
12	(貴学所定の賃貸借契約書にて推進の為) 落札後、貴学所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただくことは可能でしょうか。	所定の契約書にかかる修正の協議は、原則受け付けておりません。

13	本件は、賃貸人の業務内容に保守は含まれない契約との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、本件の業務内容に保守は含まれておりません。
14	リース契約書別紙-1(5)、別紙-3に記載のリース料の支払方法についてですが、年払いとの認識で宜しかったでしょうか。2026年7月1日を契約開始日とした際を例として、具体的なスケジュールをご教示ください。	ご認識の通り、年払いとなります。 2026年7月1日に納機され、リースが開始された場合、支払いスケジュールは以下のようになります。 2026年7月： 2026年7月～2027年3月分の請求・支払い 2027年4月： 2027年度分の請求・支払い (途中年度省略) 2039年4月： 2039年4月～2039年6月分の請求・支払い